

東京霊園使用規則

(目的)

- 第1条 本規則は、宗教法人高尾院東京霊園(以下本霊園という)の使用、管理等について必要な事項を定めることを目的とする。
2. 本霊園を使用する者は、本規則を遵守しなければならない。

(管理者)

- 第2条 本霊園の管理者は、宗教法人高尾院の代表役員が任命する。
2. 本霊園の管理者とは、焼骨の埋蔵、改葬、分骨等の管理をはじめとする本霊園の管理責任者をいう。

(用語の定義)

- 第3条 本規則で墓所とは、墳墓(焼骨の埋蔵施設)を設けるために区画された墓地の一区画をいう。

(墓所使用権の取得)

- 第4条 墓所の使用を希望する者は、「墓所使用申込書」に所定事項を記入し、本霊園の承諾を得た後、別に定める墓所使用料および第6条に定める管理料を、本霊園が指定する期日までに支払わなければならない。なお、墓所の使用にあたっては、国籍、宗旨宗派を問わない。
2. 前項に定める手続きを終了し、本霊園より「東京霊園墓所使用承諾証」(以下承諾証という)の交付を受けた者は、墓所使用者(以下使用者という)として、承諾証に定められた墓所を使用することができる。
 3. 申込者が、以下に該当する場合には、申込みを受付しない。
 - (1) 申込者または法人による申込においては申込者の役員(業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関連企業、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)である場合。
 - (2) 本霊園の当該使用規則に納得を得られない場合。
 4. 使用者は、墓所を使用する権利(以下使用権という)を第三者に譲渡または転貸することはできない。

(墓所の使用目的と維持)

- 第5条 使用者は、承諾証に定められた墓所に墳墓を設置し、墓地本来の使用目的である焼骨の埋蔵等以外に墓所を使用してはならない。
2. 使用者は、墓所内の美観維持に努めなければならない。なお、使用者が本霊園の注意に従わず、墓所内の草木の繁茂により近隣に迷惑を及ぼす場合は、本霊園が除草・剪定を行い、その費用を使用者に請求することができる。
 3. 使用者が隣接する墓所を使用する場合、外柵は各区画毎に独立させ、連結させてはならない。

(管理料)

- 第6条 管理料は、使用承諾をした墓所を除く園内の清掃・環境の整備等、霊園全体の運営管理に要する費用であり、その管理は本霊園が行うものとする。
2. 本霊園は、前項に規定する費用に充てるため、別に定める当年度1年分(4月1日から翌年3月末日迄)の管理料を毎年3月に使用者に対して請求する。使用者は、請求があった年の4月末日までに管理料を支払わなければならない。なお、使用者が指定期日までに管理料を支払わない場合、本霊園は、延滞金等を使用者に対して請求することができる。
 3. 本霊園は、物価の変動等の事由により、管理料が不均衡となったとき、またはその見込みが確実となったときは、必要且つ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。
 4. 第8条により使用権を承継した者の管理料は、その年度に使用者(第4条2)となった者に適用する管理料と同一とする。

(使用者の届出義務)

- 第7条 使用者は、次の各号の手続きを速やかに行わなければならない。
- (1) 使用者が死亡、高齢、その他の事由により祖先の祭祀を主宰することができなくなったときは、第8条による承継手続きを行い、使用権の名義を変更する。
 - (2) 使用者の現住所、連絡先、その他届出事項に変更が生じたときは、本霊園に届け出る。
 - (3) 承諾証を紛失または汚損したときは、所定の書類による手続きをとり、再交付を受ける。

(墓所使用権の承継)

- 第8条 本規則で承継とは、祖先の祭祀を主宰すべき者(祭祀承継者)が、承諾証に定められた墓所の使用権を引継ぐことをいう。従って、祭祀を執り行うことができない未建墓の場合の承継は、原則として認められない。
2. 祭祀承継者は、本規則の遵守を条件に、「墓所承継使用申請書」に所定事項を記入し、それに承継の事実を証する書類等を添えて、遅滞なく本霊園に届け出なければならない。
 3. 相続等により親族間で紛争が発生し、承継の手続きが遅延する場合は、一時的に承継者を決めて使用権を引継ぐものとする。親族間の合意・家庭裁判所の審判により、正式に承継者が決定したときは、前2項による届け出をするものとする。

(焼骨の埋蔵・改葬・分骨)

- 第9条 使用者は、第10条の「建墓工事」が全て完了したときに、使用者の親族の焼骨を埋蔵することができる。但し、使用者が死亡したにもかかわらず、承継手続が未了および管理料が未納の場合には、焼骨を埋蔵することはできない。なお、納骨・改葬等の作業は、建墓工事を担当した石材店が執り行う。また、焼骨を埋蔵・改葬・分骨するときには、承諾証とともに、次に掲げる証明書を、本霊園管理者に提出しなければならない。
- (1) 埋蔵の場合は火葬許可証。
 - (2) 本霊園に改葬受入れ、本霊園から改葬持ち出しをする場合は、改葬前の墓地が所在する行政所轄部署(市区町村等)の発行する改葬許可証。
 - (3) 分骨の場合は、現に埋蔵されている墓地等または火葬場の管理者が発行する分骨の証明書。

(建墓工事)

第10条 使用者は、墓所の工事にあたり、次に掲げるほか、別に定める本霊園の建墓工事施工基準を遵守しなければならない。

- (1) 墓所に関する一切の工事は、本霊園が指定または許可した石材店の施工によるものとする。また、担当石材店の変更は、原則として認められない。
- (2) 工事着手に際しては、本霊園に「建墓工事届」を提出し、工事内容の承認を得る。
- (3) 建墓工事は、原則として、外柵・カロート工事については承諾証発行日から1年以内に、石碑の工事については承諾証発行日から5年以内に完了しなければならない。なお、別に定める墓石等の持ち込みに関する基準による場合を除き、建墓工事に使用する石材は本霊園の指定する石材に限定し、建墓工事に使用する外柵・石碑等を他所から持込むことはできない。

(使用者による墓所使用契約の解除)

第11条 使用者は、使用墓所が不要になったときには、所定の書類により本霊園に届け出るとともに、次の定めに従い使用契約を解除することができる。

2. 前項の場合、使用者は、解除日の属する年間の管理料を支払う。
3. 使用者は、第1項の場合、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取り、当該墓所内の石碑等構造物を撤去し、墓所を原状に復して本霊園に返還する。なお、その費用は使用者が負担するものとする。
4. 本霊園は、約束した期日までに使用者が前項に定める措置を履行しない場合、本霊園が埋蔵焼骨を一時保管したうえで、石碑等構造物を撤去する。なお、本霊園は、その費用を使用者であった者またはその祭祀承継者および相続人に請求することができる。

(霊園による墓所使用契約の解除)

第12条 本霊園は、使用者が次の一に該当する場合は、墓所使用契約を解除することができる。

- (1) 使用者が死亡した日から2年を経過しても、祭祀を承継する者が判明しないとき。
- (2) 使用者が管理料を3年間滞納したとき。
- (3) 使用者が第4条3項、第4条4項、第5条1項に違反したとき。
- (4) 使用者が他の使用者の信仰に圧力を加える等、近隣に迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 使用者である法人が解散したとき。
- (6) 前各号の他、本規則に違反し、墓所使用契約を継続することが困難となったとき。

(霊園による墓所使用契約の解除に伴う措置)

第13条 第12条により使用者が墓所使用契約を解除された場合、当該墓所の使用权は、本霊園に帰属するものとする。この場合、使用者であった者またはその祭祀承継者および相続人は、第11条3項による手続きを行うものとする。

2. 本霊園は、前項に定める措置を使用者が履行しない場合、本霊園管理者が法令の規定による改葬手続きを行い、石碑等構造物を撤去する。なお、本霊園は、その費用を使用者であった者またはその祭祀承継者および相続人に請求することができる。

(既納の使用料及び管理料の不返還)

第14条 本霊園は、第11条、第12条の場合、既納の使用料および管理料は返還しない。

(証明書等の交付および手数料)

第15条 本霊園に改葬受入れ、本霊園から改葬持ち出しをする場合、使用者からその事実を証する書類の請求があったときは、本霊園管理者が、これを交付する。

2. 使用者は、前項のほか、埋蔵、承諾証の再発行および使用者名義等の各種変更手続きにおいては、別に定める手数料を納めなければならない。

(補修及び補償)

第16条 使用者が、その責めに帰すべき事由により隣地及び本霊園の施設に損害を与えた場合には、使用者の負担と責任により補修または補償しなければならない。

2. 地震・風水害・落雷などの自然災害、その他不可抗力並びに盗難・毀損など第三者による行為によって生じた墓所・石碑等構造物の損害については、本霊園は一切責任を負わない。

(墓所内への立ち入り等)

第17条 使用者が第5条、第6条、第7条、その他本規則に違反した場合、本霊園は、墓所管理の一環として、告知板を墓所内に掲示することができる。

2. 本霊園が各種代行サービス、供花の取り下げ等の作業を行うときは、墓所内に立ち入ることができる。

(使用規則の改正)

第18条 本霊園は、次に掲げる事由の場合、本規則を改正することができる。

- (1) 社会経済情勢が著しく変化したとき。
- (2) 「墓地、埋葬等に関する法律」等現行法規が改正されたとき。
- (3) 本規則の運用に支障が生じ、管理者が必要と認めたとき。

(個人情報の保護)

第19条 使用者は、各手続きにおいて、本霊園が管理上必要とする個人情報を、所定の書類に記載して提出しなければならない。なお、本霊園は、知り得た使用者の個人情報を、霊園管理のためにのみ使用するものとする。

(規則に定めない事項)

第20条 この使用規則に定めない事項については、法令の定めによるほか、その都度本霊園が取り扱いを定める。

付 則 本規則は、平成31年(2019年)4月1日付改定し、同日から施行する。